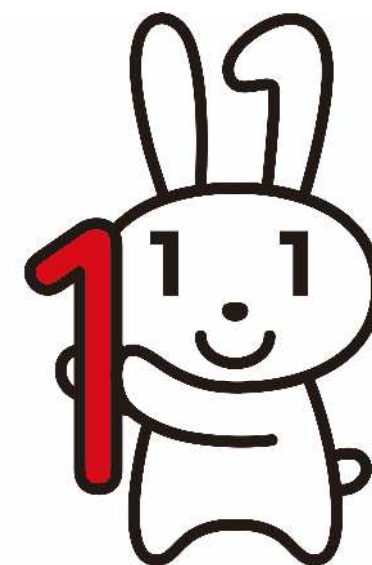


# 番号制度に係る政省令と 市町村の取組み

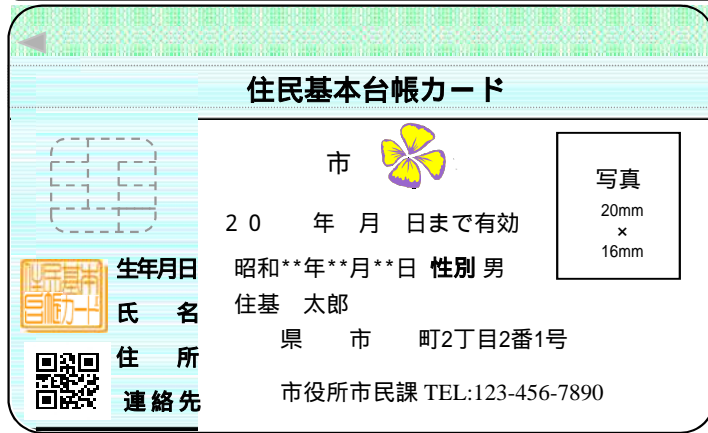
総務省自治行政局住民制度課



# 住民基本台帳カード

住民基本台帳カード(住基カード)は住民基本台帳に基づき各市区町村において交付

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



氏名、生年月日、性別、住所を券面に印刷

## 住民票

氏名	住基太郎	生年月日	昭和**年**月**日
性別	男	住民票コード	23456789012
住所	1丁目 番号	届出年月日	昭和 年 月 日
住民となった年月日	昭和 年 月 日		
世帯主	住基一郎	続柄	子
本籍	東京都 区 1丁目 番号	筆頭者	住基一郎
前住所	東京都 区 1丁目 番号		

### 本人確認書類としての機能

#### (1) 日常生活での本人確認に使える。

写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。  
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)

#### (2) 市町村における本人確認に使える。

住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。  
全国どこでも住民票の写しが交付できる。  
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。

### インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。

電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告

### 市町村内でワンカード化。

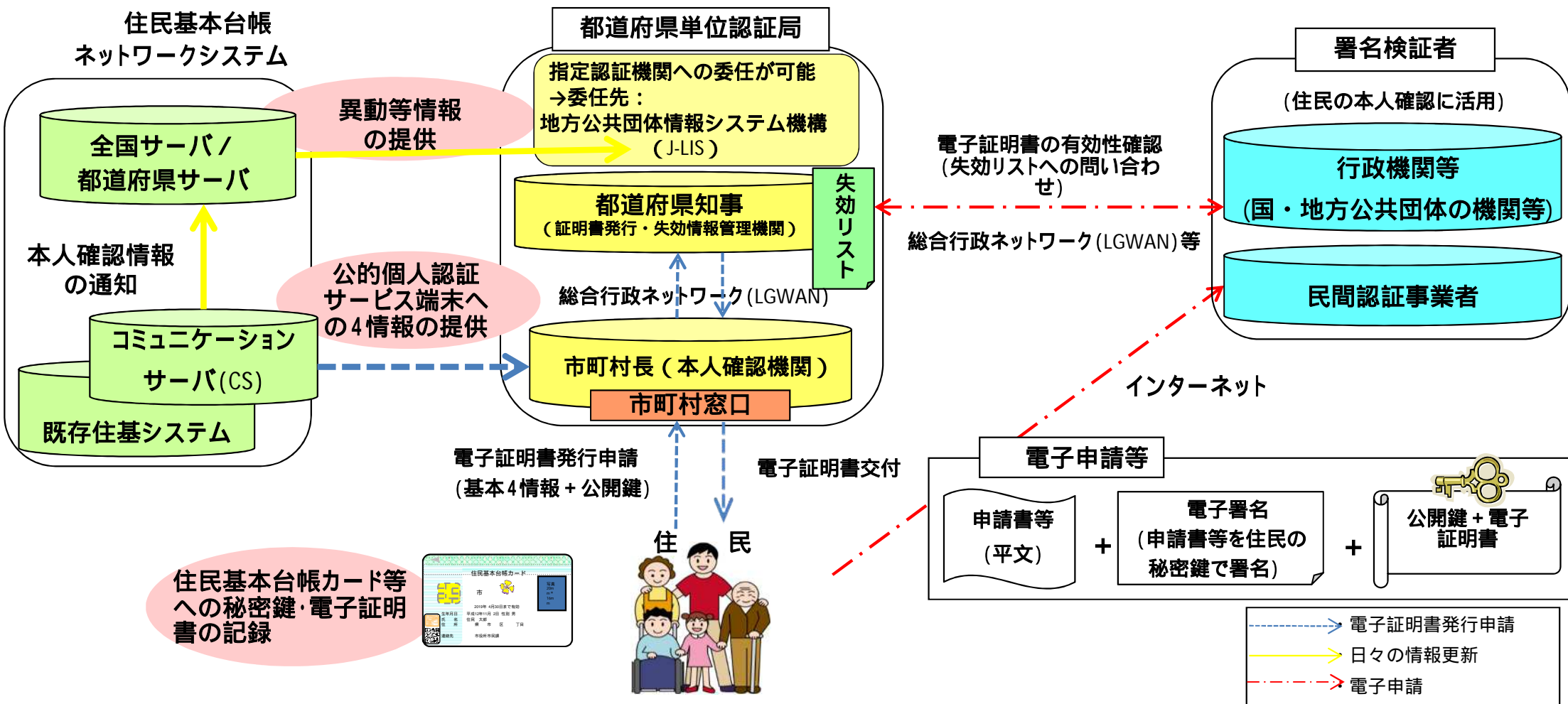
証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

### 住民票は住民に関する事務処理の基礎となっている

- ・住民の居住関係の公証(閲覧や写しの交付)
- ・選挙人名簿の登録
- ・国民健康保険・介護保険・国民年金の被保険者の資格や児童手当の受給資格の確認
- ・学齢簿の作成
- ・生活保護及び予防接種に関する事務

# 公的個人認証サービスの概要

オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。  
成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。  
電子証明書の発行件数：約281万件（平成26年4月末現在）



# 住民基本台帳カードの交付状況

## 住基カードの交付状況

H25.4月～H26.3月の全国交付枚数 約89万枚

H26.3.31現在 累計交付枚数 約834万枚（有効交付枚数 約666万枚）

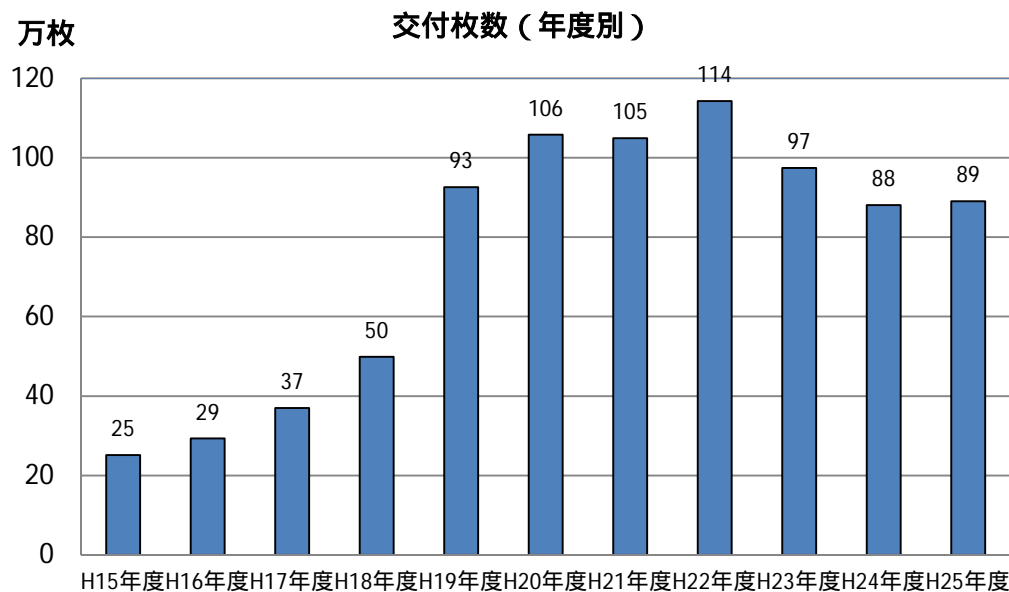
仮に、666万枚を全人口（約1億2,837万人、H25.3.31住基人口）で割ると約5.2%

## 住基カード多目的利用団体数

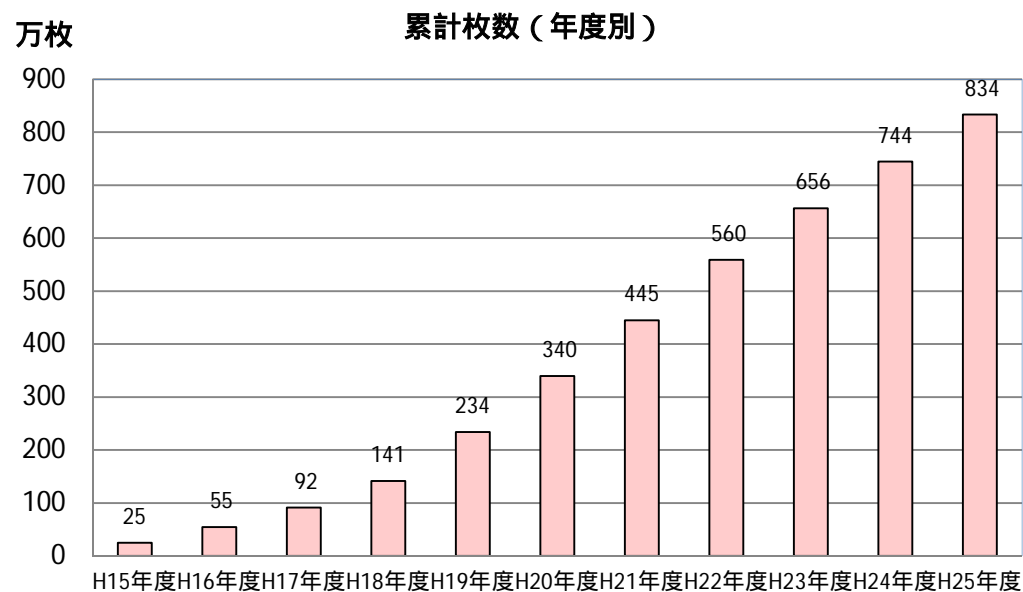
143市区町村（H20.4.1現在）

202市区町村（H25.4.1現在）

（H24.4.1時点 185市区町村）



（4月～3月）



（～H26.3月）

# 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

# 番号制度導入によるメリット ~ 導入前 ~

## 住民

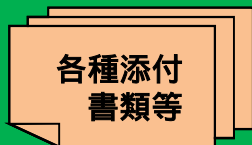
各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える。



### 各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)

各種添付書類等



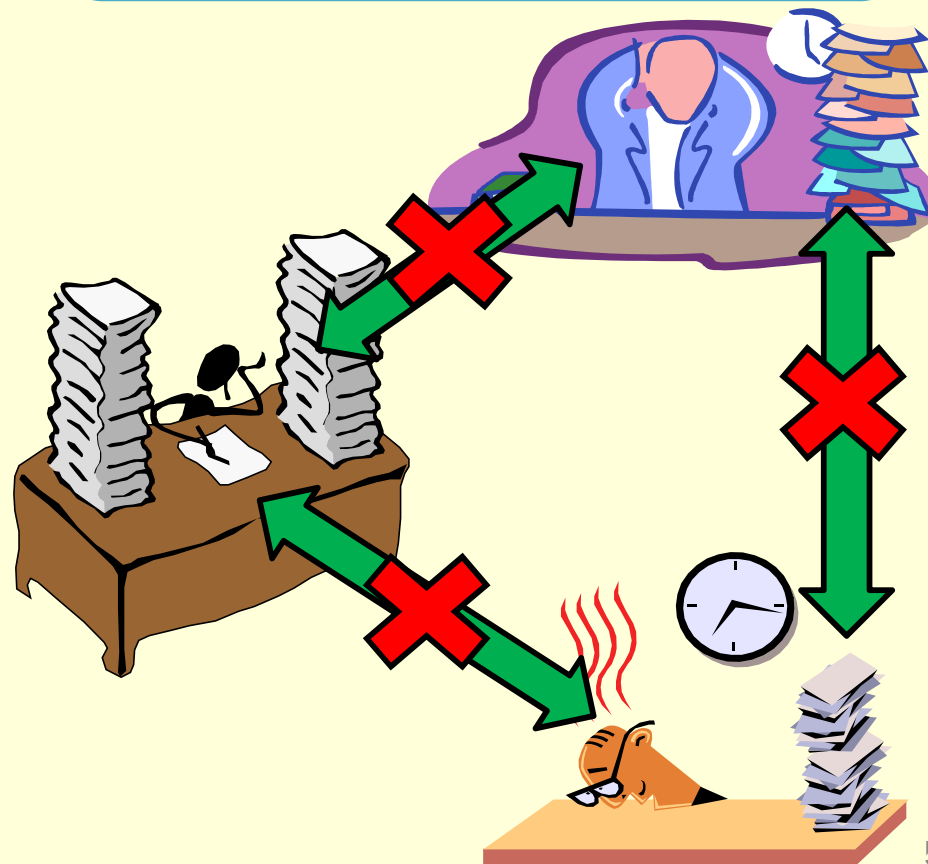
行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。

## 行政

### 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



住民」と行政」の両者にとって過重な負担

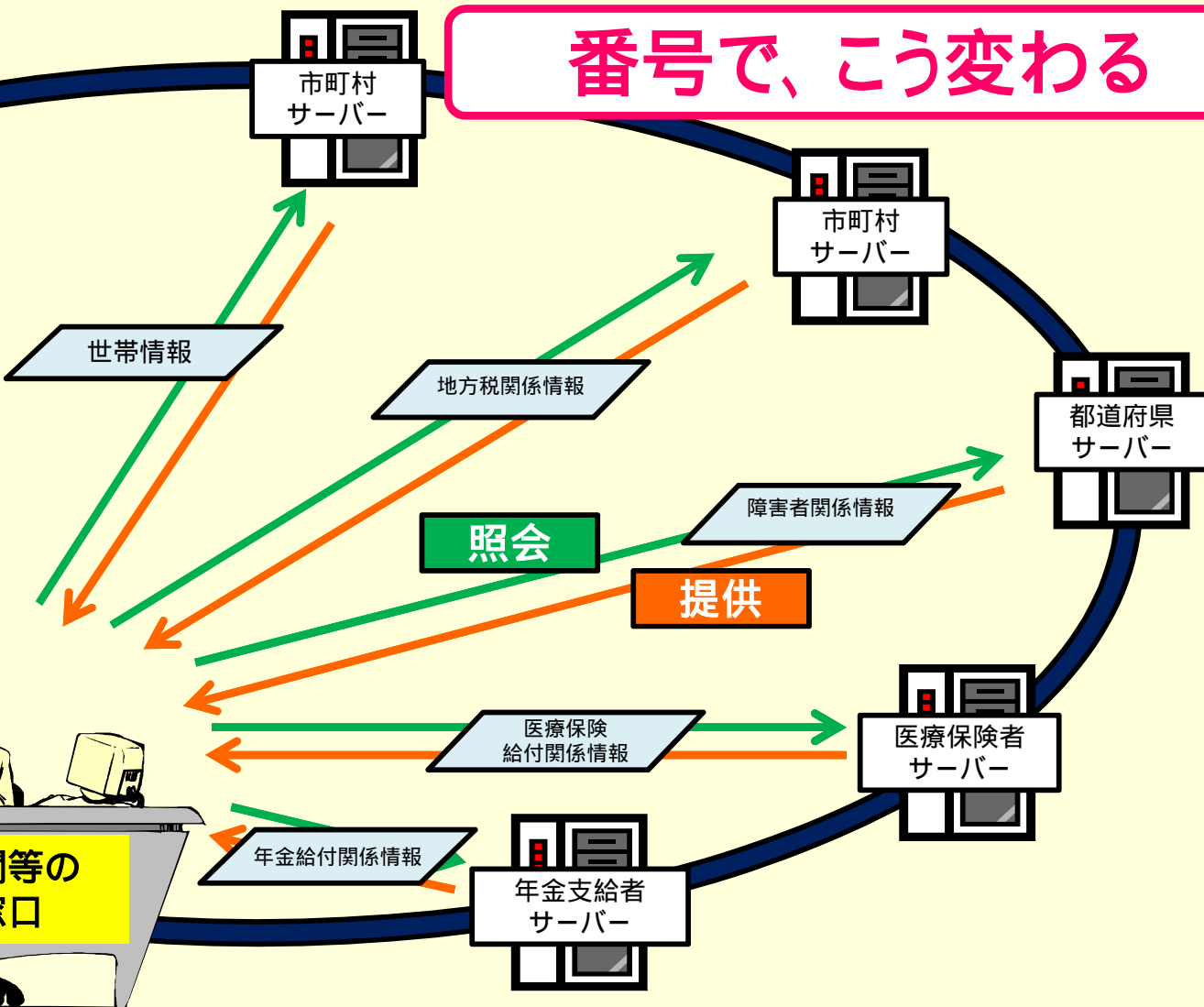


# 番号制度導入によるメリット ~ 導入後 ~

番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。



諸手当申請書

社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。

# 社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

## 個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

## 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

## 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

## 情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

## 個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 <b>被災者台帳の作成に関する事務に利用</b>

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。



# 社会保障・税番号制度の仕組み

個人に  
**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)  
**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)  
「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)  
**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている  
新たな「個人番号」(マイナンバー)を付番する仕組み。

法人等に上記 ~ の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

付番

情報連携

**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務をマイナンバー法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

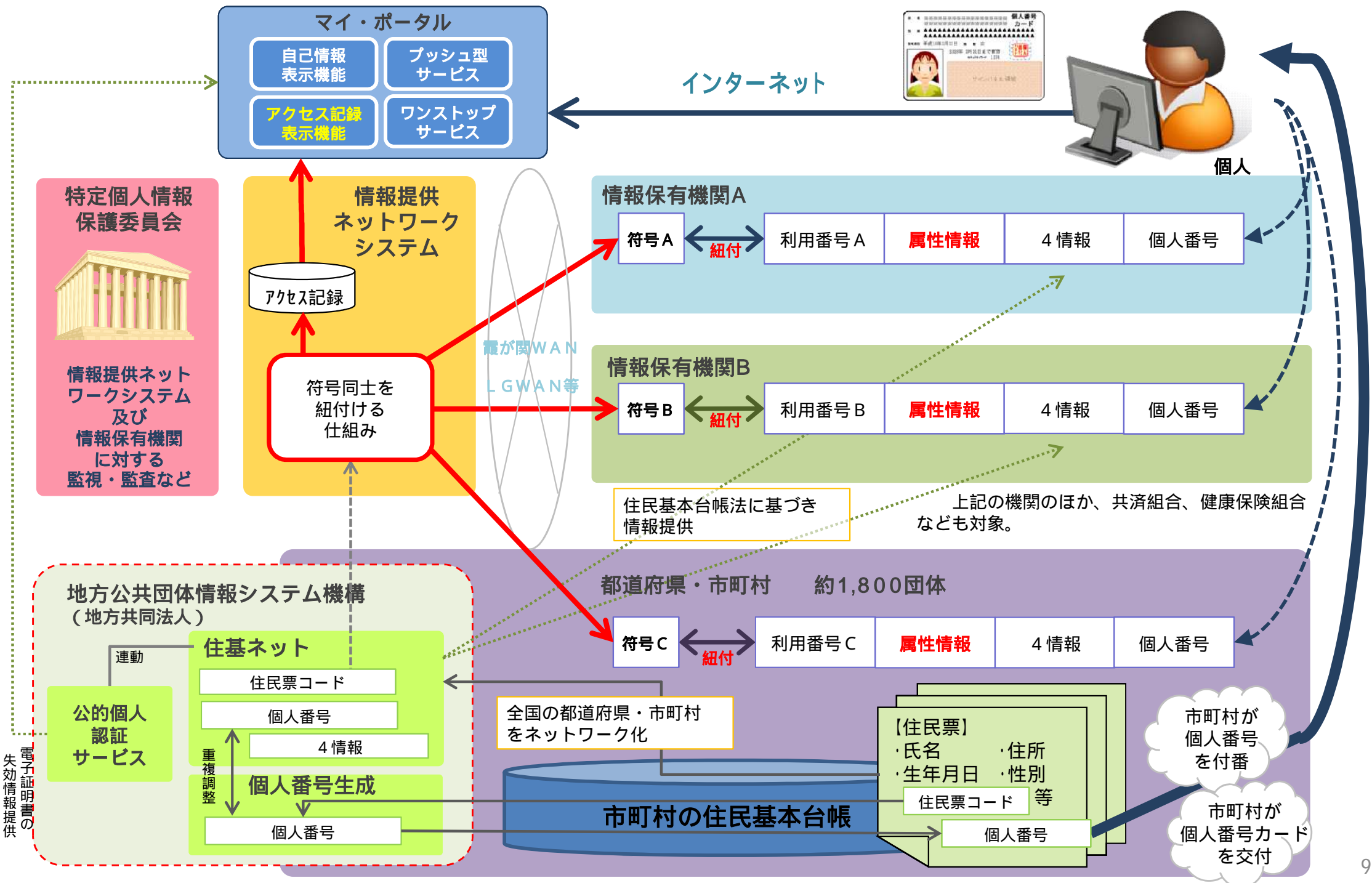
本人確認

**個人が自分が自分であることを証明するための仕組み**



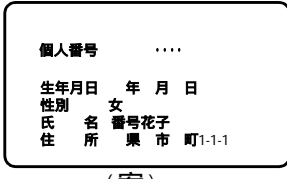
**個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。**

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

# 社会保障・税番号制度のイメージ



# 個人番号カード、通知カードについて

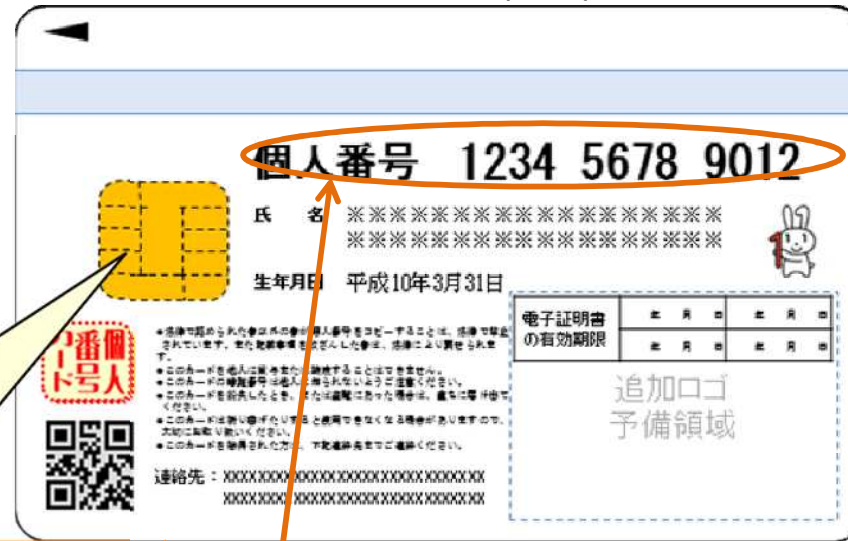
	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <p>住民票コードの券面記載なし 顔写真は選択制</p>	 <p>表面(案) 個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) 顔写真を券面に記載</p>	 <p>(案) 個人番号を券面に記載 顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>即日交付又は窓口で2回来庁 人口3万人未満は委託可能</p> <p>手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) 交付事務は自治事務</p>	<p>通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>手数料:今後検討 交付事務は法定受託事務</p>	<p>全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>手数料:なし 交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>身分証明書としての利用が中心</p>	<p>身分証明書としての利用 個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) 市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

# 個人番号カードの3つの利用箇所について

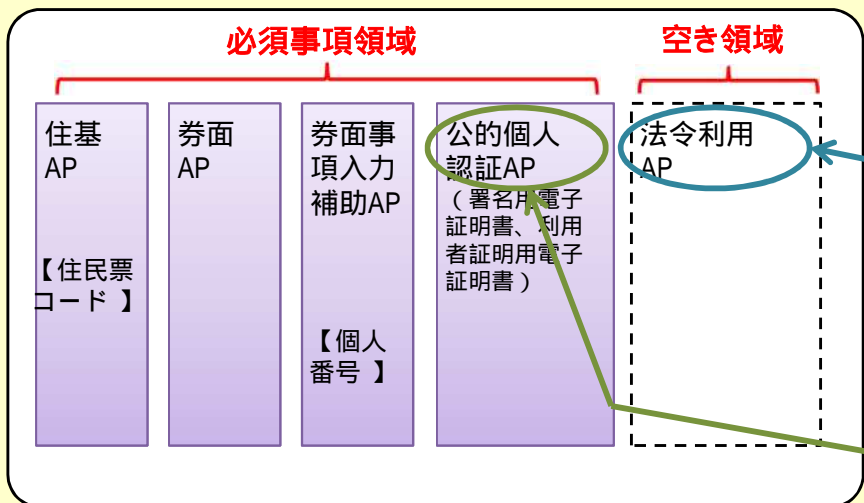
個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



## 個人番号カードのICチップ内の構成



**(1) 個人番号**  
 社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。  
 また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

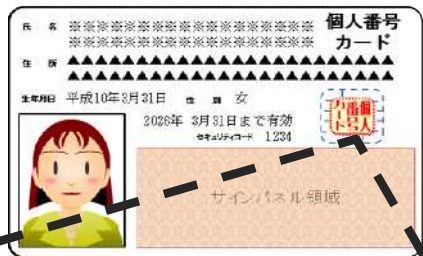
**(2) ICチップの空き領域**  
 市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・コンビニ交付
- ・証明書自動交付機
- ・図書館利用
- ・公共施設予約
- ・地域の買い物ポイント 等

**(3) 電子証明書**  
 行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。  
 イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等



# 個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



## 公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

## 署名用電子証明書(既存)

(性質)  
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)  
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※ 電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

## 利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)  
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)  
マイ・ポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



### 署名用秘密鍵

カードの中の格納された領域から外に出ることがない

秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

### 電子証明書のイメージ

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区 〇〇〇〇〇 2-1-1
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

基本4情報を記録



### 利用者証明用秘密鍵

カードの中の格納された領域から外に出ることがない

秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

### 電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

基本4情報の記録なし

## 年齢による個人番号カードの交付方針(案)

カード 発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用 電子証明書	署名用電子証明書
20歳以上	10回目の誕生日		
15歳以上 ～20歳未満	5回目の誕生日 (*1)		
15歳未満	5回目の誕生日 (*1)	(*2)	× (*3)

\*1: 20歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とする。

\*2: 15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。

\*3: 15歳未満については、現行制度と同様に署名用電子証明書を原則として発行しない(実印に相当するため)。



# 個人番号カードの普及に係る政府の方針

## 世界最先端IT国家創造宣言 改定(平成26年6月24日 閣議決定)

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

## 世界最先端IT国家創造宣言 工程表 改定(平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略(IT戦略)本部決定)

### 個人番号カードの普及

- ・2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する。個人番号カードの費用負担のあり方については、初回交付について窓口で本人の費用負担が生じないように、検討する。
- ・暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類(健康保険証、各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等)について、個人番号カードへの一元化に向けた検討を行い、2016年1月の交付開始以降、順次、一元化を行うとともに、印鑑証明カードや施設利用カード等の個人番号カードへの一体化等、市町村による独自利用を推進する。
- ・個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスについて、利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行う。
- ・公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、署名用電子証明書の現在3年の有効期間の延長、利用者証明用電子証明書の導入や発行手数料の低減を図る。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。

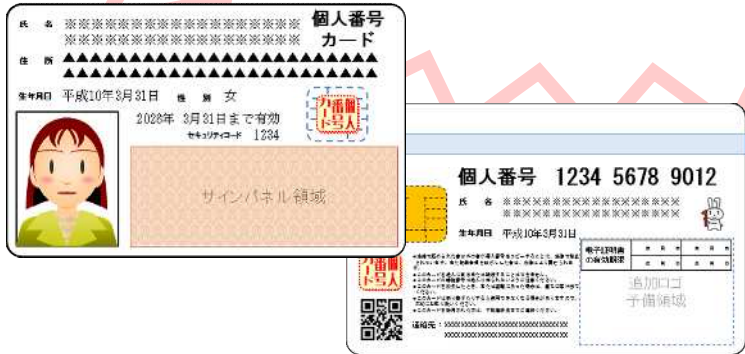
### マイナンバーの利活用推進

- ・マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用(特に 戸籍事務、旅券事務、預貯金付番、医療・介護・健康情報の管理・連携、自動車検査登録事務等)について検討を行い、その状況を2014年秋までに政府CIOに報告する。

# 個人番号カードの普及について

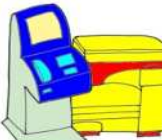
## 公的機関が発行し、国民全員が 取得可能な唯一のICカード身分証明書

- 個人番号制度の基盤となるカード  
搭載された電子証明書でマイ・ポータルにログイン  
個人番号確認・本人確認を一枚で実現  
無駄のない発行手続
- ・通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書を送付
  - ・原則、市町村への一度の来庁で交付
  - ・発行手数料について可能な限り負担が生じないように検討



## 地方公共団体等が カードアプリでサービス提供

- (例)住民票の写しのコンビニ交付、  
印鑑登録証、図書館カードとして  
の利用など



## スマートフォン、CATVで カードを利用

- 今後普及の進むNFCモデル  
スマートフォンをカードリーダー  
として利用(予定)  
CATVでの利用については  
総務省で調査研究を実施中



個人番号カードに搭載された電子証明書は、民間のオンライン  
手続にも利用可能に

(例)インターネットバンキング、オンラインショッピング

総務大臣の認定を受けた民間事業者の手続に利用可。

# 番号法政省令の準備状況について

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
  - 平成26年3月31日に公布
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令
  - 特定個人情報保護委員会による特定個人情報保護評価指針の策定、  
特定個人情報保護評価の実施開始の日を平成26年4月20日とするもの。
  - 平成26年4月16日に公布
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
  - 平成26年7月4日に公布
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一に関する主務省令(仮称)
  - 平成26年8月1日にパブリックコメント開始
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に関する主務省令(仮称)
  - 平成26年8月中にパブリックコメント開始予定

# 番号法施行令 の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)

## 1. 個人番号関係

### 1. 個人番号

個人番号は、郵便又は信書便により通知カードを送付する方法により通知。(2条)

番号変更が必要な理由等を記載した請求書、又は疎明資料の市町村長への提出等、個人番号の変更手続を規定。(3条、4条)

個人番号は、住民票コードを変換した11桁の番号 + 1桁の検査用数字の12桁の番号。(8条)

### 2. 通知カード、個人番号カード

通知カードは、個人番号の変更等により市町村長から返納を求められたとき等に返納しなければならない。(5条)

基本4情報以外の個人番号カード記載事項は、個人番号カードの有効期間、通称とする。(1条)

個人番号カードの交付手続として、写真を添付した交付申請書の市町村長への提出、窓口における交付、通知カードの返納等について規定。(13条)

個人番号カードは、国外に転出したとき、死亡したとき、個人番号を変更したとき等に失効する。(14条)

個人番号カードは、有効期間満了や失効等により返納しなければならない。(15条)

個人番号カードのICチップ領域を利用できる者は、国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関等、行政サービスを受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方公共団体・地方独法とする(18条)

### 3. 本人確認の措置(12条)

以下のア及びイの書類の提示を受けること等の措置とする。

ア 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

イ 写真の表示等により本人を特定できる書類

代理人による場合は、以下のアからウまでの書類の提示を受けること等の措置とする。

ア 委任状等の代理権を明らかにする書類

イ 写真の表示等により代理人を特定できる書類

ウ 個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類

## 2. 特定個人情報の提供関係

### 1. 特定個人情報の提供

特定個人情報を提供できる政令で定める公益上の必要があるときは、金融商品取引法及び独禁法による犯則事件の調査、地方自治法による地方議会による調査、租税に関する法律の規定による質問等が行われるとき等とする。(26条・別表)

### 2. 安全確保措置

地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置は、提供を受ける者の名称、提供の日時、特定個人情報の項目等を記録すること等の措置とする。(23条、25条)

### 3. 情報提供ネットワークシステム

情報照会者又は情報提供者は、符号を取得することができるとするなど、情報連携の手続を規定。(20条,21条,27条,28条)

情報提供等記録の保存は7年とする。(29条)

## 3. 特定個人情報保護委員会関係

別表に掲げるもののうち、委員会の指導、勧告等の権限の対象としない手続は、金融商品取引法及び独禁法による犯則事件の調査、地方自治法による地方議会による調査、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による国際刑事裁判所に対する証拠の提供等の協力が行われるとき等とする。(34条・別表)

## 4. 法人番号関係

### 1. 法人番号

法人番号は、12桁の会社法人等番号等 + 1桁の検査数字の13桁の番号。(35条)

### 2. 指定、通知、公表

法人番号は、法人番号等が記載された書面により通知。(38条)

届出により法人番号の指定を受けることができるものは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人等とする。(39条)

法人番号等はインターネットにより公表。(41条)



# 番号法施行規則 の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)

## 1. 個人番号関係(本人確認の措置)

### 1. 本人から個人番号の提供を受ける場合

通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書とともに提示すべき身元確認書類を規定

・運転免許証、旅券、在留カード等の写真付きの書類 等

個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し等の提示が困難な場合の個人番号の確認の措置を規定

・地方公共団体情報システム機構への確認、住民基本台帳の確認 等

オンライン申請等の対面以外の場合の本人確認の措置を規定

・個人番号カードのICチップの読み取り 等

### 2. 代理人から個人番号の提供を受ける場合

本人の依頼により又は法令の規定により本人の代理人として個人番号を提供することを証明する書類を規定

・戸籍謄本(法定代理人)、委任状(任意代理人) 等

代理人の身元確認書類を規定

・個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード等の写真付き書類 等

本人の個人番号を確認できる書類を規定

・本人の個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はこれらの写し

本人の個人番号を確認できる書類の提示が困難な場合の個人番号の確認の措置を規定

・地方公共団体情報システム機構への確認、住民基本台帳の確認 等

オンライン申請等の対面以外の場合の本人確認の措置を規定

・電子的委任状の送付、代理人の電子署名の添付 等

### 3. その他

個人番号カードの代理人への交付の際の本人確認の措置、個人番号の変更請求の際の本人確認の措置等を規定

## 2. 特定個人情報の提供関係

地方税法の規定により特定個人情報を提供する場合の安全確保措置等を規定

# 本人確認の措置(本人)

## 番号確認

個人番号カード【法16】

通知カード【法16】

個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12】

から までが困難であると認められる場合【則3】

ア 地方公共団体情報システム機構への確認  
(個人番号利用事務実施者)

イ 住民基本台帳の確認(市町村長)

ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(個人番号、氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの)

源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。

## 身元(実存)確認

個人番号カード【法16】

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1 一、則2一】

官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの)【則1 二、則2二】

から までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則1 三、則3】

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの)

から までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって に代えることができる。【則1、則3】

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている氏名、生年月日又は住所、の確認

ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認

エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【則3】

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出



# 本人確認の措置(本人)

	番号確認	身元(実存)確認
オンライン	<p>個人番号カード(ICチップの読み取り) 【則4-1】</p> <p>以下のいずれかの措置</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) 【則4ニ1】</p> <p>イ 住民基本台帳の確認(市町村長) 【則4ニ1】</p> <p>ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認 【則4ニ1】</p> <p>エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(個人番号、氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信 【則4ニロ】</p> <p>通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。</p>	<p>個人番号カード(ICチップの読み取り) 【則4-1】</p> <p>公的個人認証による電子署名 【則4ニハ】</p> <p>個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 【則4ニニ】</p> <p>民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p>
	<p>過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認 【則3 三】</p> <p>地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) 【則3 一】</p> <p>住民基本台帳の確認(市町村長) 【則3 二】</p>	<p>本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告 【則3 一】</p> <p>基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。</p>
電話(注2)		

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

# 本人確認の措置(代理人)

代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
<p>法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6 一】</p> <p>任意代理人の場合には、委任状【則6 二】</p> <p>が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【則6 三】</p> <p>本人の健康保険証などを想定。</p>	<p>代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7 一】</p> <p>官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの)【則7 二】</p> <p>法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を租税する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの)【則7 一】</p> <p>が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9 一】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの)</p> <p>が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって に代えることができる。【則9 一】</p> <p>個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない【則9 一】</p>	<p>本人の個人番号カード又はその写し【則8 一】</p> <p>本人の通知カード又はその写し【則8 一】</p> <p>本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8 一】</p> <p>から までが困難であると認められる場合</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9 一】</p> <p>イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9 二】</p> <p>ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9 三】</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(個人番号、氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの)【則9 四】</p> <p>源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行する書類、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。</p>

対面 / 郵送(注1)

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

# 本人確認の措置(代理人)

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
オンライン	<p>本人及び代理人の 氏名、生年月日又は住所、並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10-1】</p> <p>電子的に作成された委任状、代理人の事前登録などを想定。</p>	<p>代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10-2】</p> <p>公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p>	<p>地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則10-3-1】</p> <p>住民基本台帳の確認(市町村長)【則10-3-1】</p> <p>過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則10-3-1】</p> <p>官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(個人番号、氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写し又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則10-3-2】</p> <p>個人番号カード、通知カードの写しを別途送付・PDFファイルの添付送信などを想定。</p>
電話(注)	<p>本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則9-1】</p> <p>本人と代理人との関係、基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。</p>		<p>過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則9-3】</p> <p>地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9-1】</p> <p>住民基本台帳の確認(市町村長)【則9-2】</p>

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

# 番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について

## 第9条第2項の条例

### 趣旨

番号法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の から までと規定している。

番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合（第1項）

地方公共団体が、条例で定める事務 において利用する場合（第2項）

個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合（第3項）

- ）このほか、災害時における特例等の例外的な利用が認められている（第4項・第5項）
- ）福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る。

このため、以下の の場合には、地方公共団体は番号法第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。

番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（**独自利用**）

同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（**庁内連携**）

- ✓ 庁内連携においては、宛名番号を利用した庁内システムによる個人情報の授受も想定される。
- ✓ この場合、個人情報の授受においては宛名番号が使用されるものの、個人情報を渡した先において個人番号と紐付き利用される場合には、機関として考えれば、特定個人情報の利用と考えられるため、番号法第9条第2項に基づく条例の制定が必要となる。

### スケジュール

番号法第9条第2項に基づく条例については、実際に独自利用、庁内連携が行われるまでに整備されている必要がある。

番号法第9条第2項の施行期日（平成28年1月を予定）から独自利用等を行う場合には、既存データベースと個人番号との初期突号等の準備を行うために対象となる事務を明らかにしておく必要があることから、個人番号の付番（平成27年10月を予定）までに条例を整備しておくことが望ましいと考えられる。（ただし、施行は第9条第2項の施行期日と合わせる必要がある。）

# 番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について

## 第9条第2項の条例

- 番号法第9条第2項に基づく条例のイメージは、以下のとおり。
  - 独自利用
  - 1 番号法に定められた利用事務の処理のための庁内連携
  - 2 定められた独自利用事務の処理のための庁内連携

市を例とするもの。

### イメージ

別表第一の上欄に掲げる機関は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 1 市長又は市教育委員会は、番号法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関の保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

### 別表第一

機 関	事 務
一 市長	費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二 市教育委員会	料徴収条例による 料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

### 別表第二

機 関	事 務	特定個人情報
一 市長	費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
二 市教育委員会	料徴収条例による 料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの



# 番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について

## 第19条第9号の条例

### 趣旨

番号法においては、同一地方公共団体内部であっても、他の機関へ特定個人情報を提供することは、特定個人情報の提供として制限されることとなる。

一方で、情報提供ネットワークシステムによる情報連携では、事務処理の効率性を阻害される恐れもあることから、第19条第9号において、条例で定めることにより、特定個人情報の提供を認めるものである。

### スケジュール

番号法第19条第9号に基づく条例については、実際に特定個人情報の提供が行われるまでに整備されている必要がある。

情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始(平成29年7月を予定)と合わせることも考えられるが、それ以前から、番号法第19条第9号に基づき、地方公共団体内部において既存システム等により特定個人情報の提供を行うことを妨げるものではない。(ただし、個人番号の利用は平成28年1月(予定)からであり、個人番号利用事務のために情報連携を行う場合は、これ以降とする必要がある。)

### イメージ

市を例とするもの。

番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる者に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第三

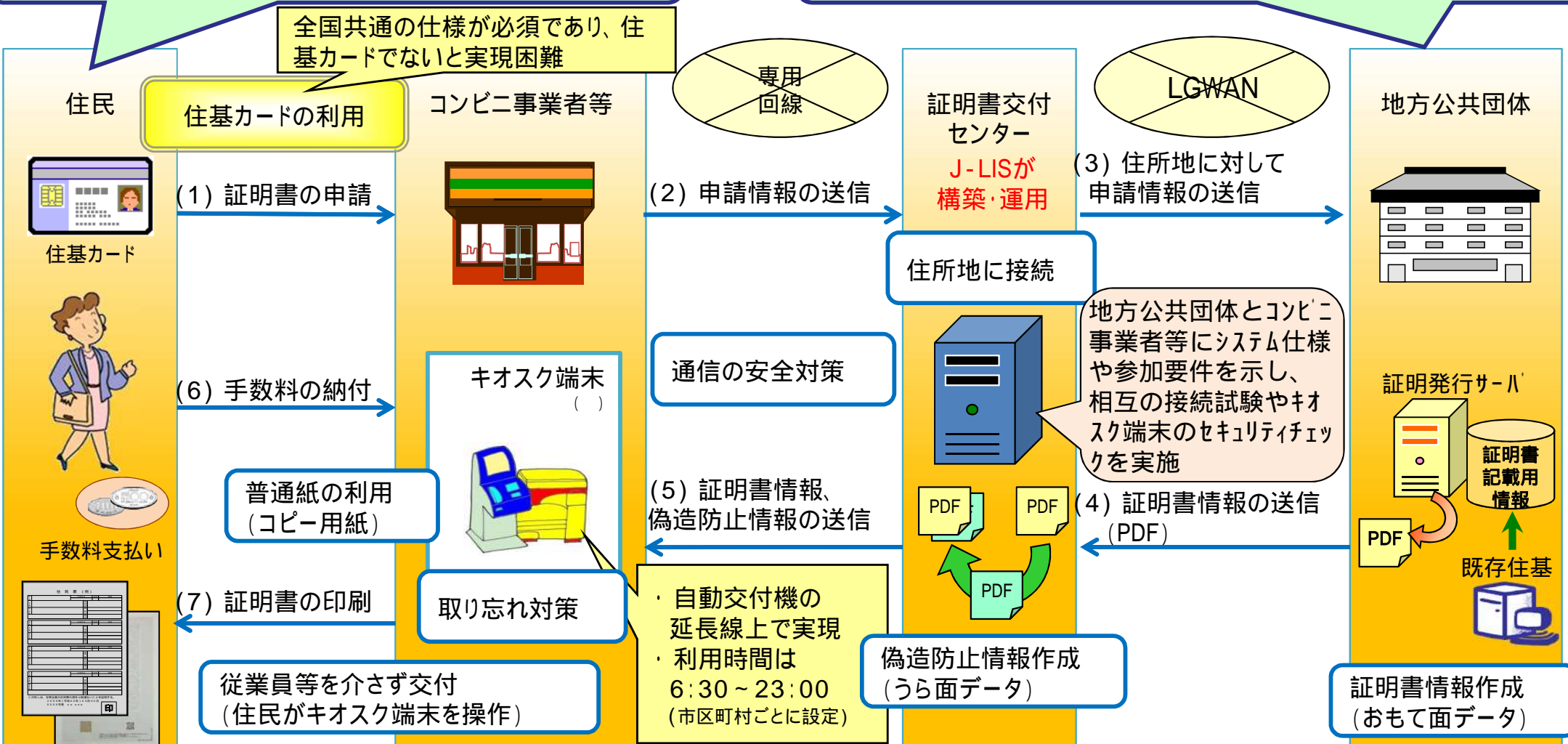
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 市教育委員会	料徴収条例による 料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの



# コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能



- ・平成26年8月15日現在で87市区町村が参加。平成27年2月までに95市区町村が参加の予定。
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書が交付可能。
- ・コンビニ交付参加の事業者は、セブン-イレブン(約16,600店舗)、ローソン(約10,600店舗)、サークルKサンクス(約6,200店舗)、ファミリーマート(約10,800店舗)。Aコープ北東北(岩手県内1店舗、順次拡大予定)、セイコーマート(約1,100店舗、平成26年9月開始、同年12月全店舗拡大予定)、イオンリテール(千葉県内1店舗、順次拡大予定)が参入予定。その他コンビニ以外の事業者も検討中

( ) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

# 公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付の実現について

個人番号カードに利用者証明用電子証明書が標準搭載されることを踏まえ、コンビニ交付サービスについて、従来の利用者ID（条例利用において利用者を識別する市町村独自のID）による仕組みに加え、電子利用者証明による仕組みを採用する。

コンビニ交付において、新たに公的個人認証サービス（JPKI）を用いた本人認証の仕組み（新方式）を導入した場合に期待されるメリットは、以下のとおり。

## 市区町村におけるメリット

ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。

証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。

証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。

コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。

## 利用者におけるメリット

証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。

現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。

証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

# コンビニ交付導入の考慮点等

住基カードに対応した現行方式を導入済みの団体への調査によると、コンビニ交付導入の効果を高めるためには以下の点に考慮することが望ましい。

事業成功のポイント		具体策
啓発	1 広報・宣伝活動を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書付パンフレットの作成・配布</li> <li>・のぼりの設置</li> <li>・アンケートの実施による浸透度のチェック</li> </ul>
	2 カードの普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時窓口の設置</li> <li>・カードの無料交付、写真の無料撮影</li> </ul>
	3 窓口との手数料格差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ交付と窓口とで手数料に格差をつけコンビニ交付が安価な料金で発行できる案内を徹底</li> </ul>
セキュリティに関する事前説明	4 住民への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等を通じて、「個人情報を守られる」ことを周知(暗号化、改善防止、パスワードによる本人確認、取り忘れ防止)</li> </ul>
	5 議会への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に導入済みの市町村の事例を参考にし、議会での質問に備える</li> </ul>
コスト	6 システム構築に係る費用の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドの活用や、他市町村との共同利用によるコスト削減</li> </ul>
	7 自動交付機との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に導入済みの自動交付機の維持費用と比較</li> </ul>

## コンビニ交付利用経験者の声

ところで、中野区からA区へ転出したんですが、ちょっと気になったことがありました。

中野区で発行した住基カードの継続利用手続きをしたのですが、A区では住民票のコンビニ交付が出来ないそうです！

代わりに区民カードという区独自のカードを渡されて、それを使って区内数か所に設置してある機械で住民票を取れるそうです。

機械の稼働時間も限られているし、区内にしかないので不便ですね。

コンビニ交付は全ての自治体で対応しているものと思っていました…